

「高槻市男女共同参画計画(素案)」に対するパブリックコメント実施結果について

1 全体集計

- (1) 募集期間 平成24年12月10日(月)～平成25年1月9日(水)
- (2) 募集方法 郵送、FAX、電子申込、持参
- (3) 閲覧場所 男女共同参画課(総合市民交流センター4階)、行政資料コーナー(市役所本館1階14番窓口)、各支所、各行政サービスコーナー、市立各公民館、各コミュニティセンター、市ホームページ
- (4) 意見者数 個人 21人、団体 1団体
- | | | |
|-------|------|--------|
| 提出方法別 | 郵送 | 0人 |
| | FAX | 10人 |
| | 電子申込 | 9人、1団体 |
| | 持参 | 2人 |
- (5) 意見数 70件(延べ101件)

2 個別集計

- (1) 第1部 9件(第1章 1件、第2章 6件、第3章 2件)
- (2) 第2部 51件(第1章 47件、第2章 4件)
- (3) 第3部 8件(第1章 8件、第2章 0件)
- (4) 資料編 1件
- (5) 全般 1件

「高槻市男女共同参画計画(素案)」に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	2	第1部 第1章	2 計画の位置づけ (3)	高槻市男女共同参画計画と他の諸計画とは、単なる連携(手を結ぶ事)ではなく、男女共同参画の視点で整合性(矛盾点がなく、整え合わせる)をもった計画となっている事が重要である。 2行目:「他の計画とも密接に関係していることから、男女共同参画の視点を持ってそれらの計画と整合性を図りながら、全庁的に計画を実施します」のように、連携を整合性に訂正する。また、図についても「連携」を「整合性」に訂正する。【2件】	本計画は、他の計画とも密接に関連していることから、それらの計画と整合性を図りながら策定しております。実施にあたりましては、男女共同参画の視点を持って、全庁的に取り組んでまいります。	原案どおり
2	3	第1部 第2章	1 計画の基本理念	高槻市男女共同参画推進条例 第二条(定義)を踏まえ、条例の趣旨に沿ったわかりやすい文言にするため、基本理念の冒頭にある「男女が互いにその人権を尊重しつつ」の文中に、「社会の対等な構成員として」を入れ、「男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重しつつ…」とする。【12件】	ご意見を受け、内容がよりわかりやすくなるよう次のように修正いたします。 「男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ…」	修正
3	3	第1部 第2章	1 計画の基本理念	明治時代に作られた所得税法56条で生計を一つにするという税法で給与が認められていない。時代遅れのこの税法の撤廃に市としても取りくんで頂きたい。 高槻市で自営業を営む業者婦人は、同じに働きつつも給与がとれない共働きの状態におかれている。これは婦人への人権問題で基本理念に反すると考える。	所得税法第56条についてはご指摘のようなご意見があることは承知いたしております。しかしながら、所得税法は、国税の規定である他、司法においても、著しく不合理であることが明らかであるとはいえないと判示されており、本市独自で検討、取組ができるものではないと考えております。今後の国における税制改正の結論をふまえ、適切に対応してまいりたいと考えております。	原案どおり
4	3	第1部 第2章	2 計画の基本的視点 (1)固定的な性別役割分担意識の解消	「固定的な性別役割分担意識の解消」は必要であるが、商業主義(もうけ主義)のもとで新たにつくられていると考える。 「…男女共同参画社会を形成するため、社会的性別(ジェンダー)の視点から社会の制度や慣行を見直し…」の「慣行」の後に、「マスコミ等による女性差別の容認文化」を追記する。	メディアにおける女性の人権尊重については、41ページの「基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現」で記載しております。	原案どおり
5	4	第1部 第2章	2 計画の基本的視点 (1)固定的な性別役割分担意識の解消	社会的性別(ジェンダー)の視点の用語解説について、ジェンダーの説明に(社会的性別)としているのは、社会的・文化的性別と変える必要がある。社会的は文化的を包含するとはいえない。	平成17年10月31日の国の男女共同参画基本計画に関する専門調査会が行った「『社会的・文化的に形成された性別』(ジェンダー)の表現等についての整理」によると、「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)」を短い言葉で言い換える例として、「社会的性別(ジェンダー)」が挙げられております。本計画では、「社会的性別(ジェンダー)」の視点」と、より短い言葉で言い換えた表現を使用しております。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
6	5	第1部 第2章	2 計画の基本的視点 (5)女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現	本計画において、「配偶者からの暴力」が「配偶者等からの」と改められた点は評価できるが、「配偶者等」とした理由を明記する必要がある。 ドメスティック・バイオレンスの用語解説を、次のように改める。 なお、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様な事情にある者及び暴力を受けた後に離婚をし配偶者であった者からの暴力を言い、恋人や交際相手からの暴力は含まないが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナーからの暴力も含め「配偶者等からの暴力」とする。	ドメスティック・バイオレンスの用語解説に「配偶者や恋人など」という表現を入れております。 「なお」以下の文章は、配偶者暴力防止法に定める「配偶者」の説明であることから、このような内容としております。	原案どおり
7	5	第1部 第2章	2 計画の基本的視点 (5)女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現	「配偶者からの暴力」が「配偶者等からの暴力」と改められたのに「『配偶者』には…恋人や交際相手は含まれない」というのは「等」が入った趣旨が生かされていない。 ドメスティック・バイオレンスの用語解説に「配偶者からの暴力」を「配偶者等からの暴力」として、恋人や交際相手を含むとすること。		
8	6	第1部 第3章	1 世界の動き	女子差別撤廃委員会の最終見解は民法改正だけを指摘したのではなく、雇用の問題、政策決定への参加の問題が指摘されている。この項目では指摘された内容をきっちり記述しておく必要がある。 20行目の「女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、…国内法の規定を整備すること」のあとに、「や雇用における女性差別の改善や政治・政策決定への参加など公的活動における平等がきわめて不十分と指摘されている。」を挿入する。	女子差別撤廃委員会の最終見解では、女性の雇用や政治的・公的活動への参画の問題等も指摘されておりますが、ここでは主なものを記載しております。 なお、女性の労働に関しましては、「取組方針4 働く場での男女平等の推進」に記載しております。	原案どおり
9	6	第1部 第3章	1 世界の動き	男女平等のための一番の基本は、女性の「労働権」の確立である。今の日本では、家事育児の合間に、女性は家計の補助労働でいいといった意見が未だまだ多く、これを打破すべきであるし、それに伴う社会的資源の整備や意識の変革が必要である。2009年の最終見解を踏まえ、「…選択的夫婦別氏制度の採用…」のあとに、「男女雇用機会均等法について、間接差別についての狭い定義ではなく、官民間問わず、パートや有期雇用には女性の採用が多いといった実態を変えるためには、」を追加する。		
10	21	第2部 第1章	1 計画の体系	国際的な到達点をしっかり踏まえ、世界に恥ずかしくない男女平等の国にしたい。 日本は女子差別撤廃条約を批准している点からも国際的な動きを視野に入れることは当然のこと。26・27ページに関係文章が入っているが、読まないといけない。体系に項目を入れ、より見える形にするべき。具体的施策6の7として、「国際的協調による男女共同参画の推進」を新設する。【3件】	具体的施策の一つとしての項立てはしてはおりませんが、これまで同様、国際的協調による男女共同参画の推進に取り組んでまいります。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
11	21	第2部 第1章	1 計画の体系	意識調査で明らかになった、この10年間で「性別役割分担意識」の強化は、この10年間の「ジェンダーフリー」に対するバッシングの動きと無縁ではない。2003年プランでは「ジェンダーフリー」の用語が使用されていた。性的マイノリティ生徒への配慮も必要だから、「男女平等教育」は「ジェンダー平等教育」に改める。	国の第3次男女共同参画基本計画の「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」という項目に、「男女共同参画社会を実現するため…その基礎となるのが教育・学習である。…男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。」との基本的考え方が示されております。これは本市の考え方と同様であり、「男女平等教育」の表現が望ましいと考えます。また、「男女平等教育」でも、性的マイノリティの子どもたちへの配慮はされると考えます。	原案どおり
12	22	第2部 第1章	1 計画の体系	性的な力関係において弱い立場に立たされる者が受ける、DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春などの暴力の被害者は、女性・少女だけでなく、少年や男性、セクシャル・マイノリティもいる。このように、女性だけでなく、様々な人々が被害を受けている。 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶の「女性に対する」を「性的力関係における」と改める。	DVや性犯罪などの暴力の被害者は、女性だけでないことは認識しておりますが、特に女性に多いという実態があります。「女性に対するあらゆる暴力」との表現にいたしましても、各取組は女性被害者に限定しているものではありません。	原案どおり
13	24	第2部 第1章	取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大	災害対策法や防災会議条例の改正で、多様な主体の意見反映がなされるような制度改正があったが、このことが直接女性委員の登用を担保しているのではない。また、全体状況の説明の中に、突然、防災会議にかかわる制度の紹介を入れるのは不自然であり、全体の分量からも、この部分の説明が多すぎる。本文の第2段落「東日本大震災…進められています」は削除する。	東日本大震災以降、改めて防災に関する関心が高まり、様々な問題も明らかになってきていることから、地域防災に関する内容を記載しております。	原案どおり
14	24	第2部 第1章	取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大	大阪府「おおさか男女共同参画プラン」では、審議会等の女性委員という場合、審議会等というのは、地方自治法第202条の3に基づく附属機関に限っている。 高槻市の場合、法や条例設置、規則や要綱設置の2種類の統計をとり、これらを合計して女性委員の割合を出している(P59図表1)が、「意思決定」という側面を考えるなら、規則や要綱設置の委員会等は含めるべきでなく、大阪府や府内自治体と比較できる指標にすべきである。 12月議会では、あいまいであった審議会等の基準を見直し、自治法附属機関の基準を明確にした(外部の人が入っている、合議で決定など)。この基準を生かして、審議会等の女性委員数を把握すべきである。 また、これまでの高槻市の統計では、市職員だけで構成されている学校図書館運営協議会も要綱設置の委員会に含めており、これは統計から除外すべきである。 「審議会等」の定義を明確にする必要があり、地方自治法第202条の3に基づく附属機関とする。	現行の改訂たかつき男女共同参画プランでは、「法令又は条例に基づく審議会等」と「規則又は要綱・要領に基づく委員会等」を合計して、審議会等委員の女性委員の割合を出しております。 昨年12月に附属機関の整理を行いましたので、本計画では、法令又は条例に基づく審議会等委員の女性委員の割合を指標といたします。 51ページの第2章「施策の指標」を次のとおり修正いたします。 指標「審議会等委員の女性委員の割合」、「女性委員のいない審議会等の割合」、「委員公募制のある審議会等の割合」に「(法令又は条例に基づく審議会等)」を追加し、現状欄についても法令又は条例に基づく審議会等の数値に修正。	修正

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
15	24	第2部 第1章	取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大	国の第3次計画には自治会長の女性の割合が4.1%（平成22年）、PTA会長（小中学校）10.5%（平成22年）となっているので、高槻市でも明記し、目標を設定する必要がある。国は自治会長の割合を10%（平成27年）としている。 30行目は「自治会・PTA等の地域活動や市民活動においても、男女がともに責任を負って活動を担うシステムづくり」となっているが、比率を明記すべき。	地域活動団体の代表者への女性の参画は十分ではないと認識しており、自治会やPTA等の代表者への女性の参画を進める立場から、参画状況の把握について検討してまいります。	原案どおり
16	25	第2部 第1章	取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大 具体的施策2 女性職員、女性教員の登用 No.5	目標値を具体的に設定しないと、進捗状況の把握、評価ができない。 「施策の方向」中の冒頭に「管理職への女性登用目標を設定し」を追記する。	第2章 施策の指標において、「高槻市職員の管理職の女性の割合」及び「市立小中学校の校長・教頭の女性の割合」を指標として設定し、目標値・取組の方向を記載しております。	原案どおり
17	25	第2部 第1章	取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大 具体的施策2 女性職員、女性教員の登用 No.5	目標値を設置しないと進捗状況の把握はできない。 具体的施策2のNo.5に「管理職への女性登用目標を設定し」を追加する。目標値は30%とするのがいいと思われるが、小学校では現在30.5%なので、40%から50%にするべき。	小学校・中学校の教職員の任命権については、大阪府教育委員会に属しております。また、任命権者である大阪府が策定した「おおさか男女共同参画プラン」において、目標値は設定されておらず、施策の指標の目標値・取組の方向として、「増加させる」と記述しております。 引き続き、女性教員に対して登用試験の受験を積極的に働きかけるとともに、女性管理職にとって働きやすい環境を整えてまいります。	原案どおり
18	26、 28	第2部 第1章	取組方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大 具体的施策3 女性の人材の養成・活動支援 No.8、No.9 取組方針2 男女共同参画に向けての意識形成 具体的施策7 男女共同参画センターの取組 No.18、No.19	高槻市の人材養成講座をこれまで追ってきたが、他市と比較して、後のフォローが全くなく、折角養成された人材が、孤立し、力を発揮できないケースが多々見られる。これらのキャリアを着けた人たちが、お互いに連携し、パワーを発揮できる場を自ら開発していく支援をすることが、地域全体の意識を高める上で、いま必要なのではないか。 変革の担い手と一緒に、女性の自主的な横のつながりを積極的にバックアップし、行政側の職員の意識・意欲の向上を目指すことが急務である。 26ページの「具体的施策3 女性の人材の養成・活動支援」の表中のNo.8と9、および、28ページの具体的施策7の表中No.18と19において、それぞれ、人材養成のための講座を継続実施するだけでなく、養成した人材の活用に責任を持つことを明記してほしいと思う。 No.8及び18の最後のところに、「また自ら企画し、発信していく場を設けます」を補足する。 No.9及び19の最後に、「また、養成された多様な人材が相互に連携し、力を発揮しやすくするための連携の支援活動を行います。」と補足する。	女性が能力を伸ばし、積極的に参加できる社会の実現に向けて、人材養成のための講座の実施や女性の活躍の機会拡大を図ることは必要であると考えております。 引き続き、啓発事業、学習講座、相談事業、交流、情報提供等の機能の充実強化に努めてまいります。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
19	27	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成	市民意識調査では、本市における性別役割分担意識が後退している結果がみられる。これ以上後退させることなく、啓発事業を進めていくには、市民を巻き込んだ協働推進は必要不可欠だと考えるし、55ページの計画の推進体制に書かれていることとの整合性が必要である。 27ページ 5行目「今後とも、啓発事業、学習講座、相談事業、交流、情報提供等の機能の充実強化に努めます。」は「今後とも、啓発事業、学習講座、相談事業、交流、情報提供等の機能の充実強化に努めるとともに、男女共同参画に取り組むNPO等との協働を推進し、女性の社会参画の場として、また市民を巻き込んだ実践的施策として取り組みます。」に改める。	男女共同参画社会の形成には、市民や事業者、NPO等との連携・協働は必要であると考えており、55ページの第3部 第1章「計画の推進体制」に記載しております。	原案どおり
20	27	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成 具体的施策5 社会制度、 慣習等の見直し No.12	社会制度、慣習等の見直しは、庁内すべての部局で必要な取り組みです。縦割りで終わらせないための具体策が必要だと思います。 「現行の社会制度や慣習などについて、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供に努めます」は、「現行の社会制度や慣習などについて、庁内の各担当課と連携し、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供に努めます」に改める。	課題の解決にあたって、各担当課が相互に連携・協働して取り組むことは、とても大切なことであると認識しております。庁内関係各課の連携強化については、55ページの第3部 第1章「計画の推進体制」に記載しております。	原案どおり
21	27	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成 具体的施策5 社会制度、 慣習等の見直し No.13	意識調査だけでなく、実態調査を行い、時期や内容を明記する必要があることから、具体的施策5のNo.13の冒頭に「地域の伝統やしきたりに根付いている固定的な役割分担の実態解明に向けた調査を年度内に行うとともに」を挿入する。【2件】	施策の方向を記載しているものであり、具体的事業まで記載しているものではありません。 ご意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	原案どおり
22	27	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成 具体的施策6 多様な学習・ 啓発活動	市職員の認識を深める必要がある。 具体的施策6 No.14の後に次の項目を新設する。 「庁内の職員研修を行い、市職員のジェンダー問題への認識を深めます」【2件】	男女共同参画社会の実現のためには、各施策を実施する職員が男女共同参画に関しての高い意識を持つことが必要です。 職員研修については、36ページの具体的施策13 No.46に記載しております。	原案どおり
23	27	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成 具体的施策6 多様な学習・ 啓発活動 No.17	国際協調は重要な施策である。 具体的施策6の次に「国際的協調による男女共同参画の推進」の独立した項目を立て、No.17をそこにもってくる。	具体的施策の一つとしての項立てはしてはおりませんが、これまで同様、国際的協調による男女共同参画の推進に取り組んでまいります。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
24	28	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成 具体的施策7 男女共同参 画センターの取組 No.19	「男女協働参画に向けての意識形成」への取り組みを推進していくためには、NPOなどとの協働は必要不可欠であり、55ページの計画の推進体制との整合性が必要である。 No.19「人材養成講座等の修了者の活動の場を広げたり、男女共同参画に取り組む団体・グループのネットワーク作りを支援するなど、修了生の継続的な学習・活動やグループの交流を促進します」を「人材養成講座等の修了生の活動の場を広げたり、男女共同参画に取り組むNPO等間のネットワーク作りの支援及び協働を推進するなど、修了生の継続的な学習・活動やグループの交流及び協働を推進します」に改める。	男女共同参画社会の形成には、市民や事業者、NPO等との連携・協働は必要であると考えており、55ページの第3部 第1章「計画の推進体制」に記載しております。	原案どおり
25	28	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成 具体的施策7 男女共同参 画センターの取組 No.19	市民のエンパワーメントを図るためにも、センターの啓発活動等の成果をあげるためにも、男女共同参画に取り組む市民による運営委員会を設けて市民の意見を取り入れた、効果的な啓発活動を行う必要があることから、No.19の文章の最後に「ジェンダー問題に取り組む市民による運営委員会を設けて市民の意見を取り入れた効果のある啓発活動を行います。」を加える。【4件】	ご意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	原案どおり
26	28	第2部 第1章	取組方針2 男女共同参画 に向けての意識形成 具体的施策7 男女共同参 画センターの取組	小・中学校時代から男女平等について、意識化し、考えることで、社会は変わる。若い世代の男女共同参画意識や人権意識の啓発をするとともに、人材育成をはかるためにも、No.20に「市内の中・高校生のジェンダー問題への関心を深めるため、ポスターコンクールや、「センターだより」の表紙デザインコンクール等を実施します。」を加える。【4件】	ご意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	原案どおり
27	28、 29	第2部 第1章	取組方針3 男女共同参画 を推進する教育・学習の充 実	意識調査で明らかになった、この10年間での「性別役割分担意識」の強化は、この10年間の「ジェンダーフリー」に対するバッシングの動きと無縁ではない。2003年プランでは「ジェンダーフリー」の用語が使用されていた。性的マイノリティ生徒への配慮も必要だから、「男女平等教育」を「ジェンダー平等教育」に改める。	国の第3次男女共同参画基本計画の「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」という項目に、「男女共同参画社会を実現するため…その基礎となるのが教育・学習である。…男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。」との基本的考え方が示されております。これは本市の考え方と同様であり、「男女平等教育」の表現が望ましいと考えます。また、「男女平等教育」でも、性的マイノリティの子どもたちへの配慮はされると考えます。	原案どおり
28	28	第2部 第1章	取組方針3 男女共同参画 を推進する教育・学習の充 実	特にクラブ活動等で力の強さが強調される傾向がある。教材の研究、資料の研究だけでなく、現実の学校生活の中での問題点を話し合っ、推進してほしい。 「取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実」の7行目「…男女平等教育の推進に努めてきました。」の後に、「学習内容、クラブ活動、係活動の点検をし、問題点を改善します。」を追記する。	「…学校生活における係活動や生活科、家庭科等の各教科において資料を作成するなどの取組を進めております。」と記載しておりますが、クラブ活動での取組も含め、各学校で子どもたちの実態に合わせた取組を進めてまいります。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
29	29	第2部 第1章	取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 具体的施策8 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育 No.21	性的マイノリティの生徒たちへの教育的配慮が必要である。 具体的施策8のNo.21の最後に「性的マイノリティの生徒たちに配慮したガイドラインを策定します。」を挿入する。【2件】	「男女共同参画の視点に立った教育」には、性的マイノリティの子どもへの教育的配慮も含んでおります。人権保育・教育に根ざした日々の活動の中で、一人ひとりの特性に応じた指導計画を作成し、配慮しております。	原案どおり
30	29	第2部 第1章	取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 具体的施策8 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育 No.22	前プランの文言は非常にすぐれていた。それを復活する必要がある。また、管理職研修は重要である。 No.22を、「教員自身が自らの生き方を問い直し、家庭や職場の人間関係の問題点を問い直し、家庭や職場の人間関係の問題点を認識し、改善することができる研修を、参加しやすい曜日・時間に配慮して実施します。また、ジェンダー問題、スクール・セクシュアル・ハラスメントの問題を取りあげた管理職研修を行います。」に改める。	男女共同参画の視点に立った教職員研修については、ご意見にあります点を包括した様々な領域の研修を実施しております。	原案どおり
31	29	第2部 第1章	取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 具体的施策8 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育	新しい家族のありように配慮した教育が今後の課題。 No.26を新設し、「ひとり親家庭やステップファミリーなど、さまざまな家族のありようを考慮した教育に取り組みます。」とする。	各校において、既に新しい家族のありように配慮した教育を行っております。No.21に「学校園・保育所において、男女共同参画の視点に立った教育を推進する計画を作成し、継続的に取り組みます。」と記載しており、新しい家族のありように配慮した教育についてもここに包括しております。	原案どおり
32	29	第2部 第1章	取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 具体的施策8 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育 No.21～No.25	男女共同参画の視点を育むには、保育の中や幼児期からの男女共同参画が必要である。 具体的施策8のNo.21、22、23、24、25に「保育、幼稚園」を加え、所管課の抜けているところに「保育幼稚園総務課」を加える。 21には「保育・教育の推進」、22には「保育士・教職員研修」、24には「保育・教育活動」、25には「男女共同参画の視点に立った保育・教育」にする。	No.21、No.24、No.25、No.27 「男女平等教育」という言葉を受け、「男女共同参画の視点に立った教育」や「教育活動」という表現にしておりますが、所管に「保育幼稚園総務課」としている項目は、保育所における取組も含んでおります。→原案どおり	一部修正
33	29	第2部 第1章	取組方針3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 具体的施策8 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育 No.22、25、27	男女共同参画の視点を育むには、小学校からでは遅く、生活を中心とした保育の中や、幼児教育の中での男女共同参画が必要と考える。 具体的施策8 No.22、25、27の「施策の方向」にすべて「保育」の考え方を加える。 所管には22、25に「保育幼稚園総務課」を、27には「教育センター」を加える。 それぞれ施策については、22は「…保育・教育のための保育士・教職員研修を実施します」に、 25は「男女共同参画の視点に立った保育・教育や隠れたカリキュラムの点検に…」に、 27は「保育・幼児期からの男女共同参画の視点に立った保育・教育の重要性…」にする。	No.22 保育士・幼稚園教諭の研修につきましては、No.27に記載しております。→原案どおり No.23 「保育幼稚園総務課」は既に所管として記載しております。→原案どおり No.25 幼稚園については取組を行っておりますが、保育所においては今後実施に向け検討してまいります。→所管に「保育幼稚園総務課」を追加 No.27 幼児期とは、1歳から就学前のことをいい、保育期とは通常使用しないものと考えます。また、「教育センター」は既に所管として記載しております。→原案どおり	

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
34	31	第2部 第1章	基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	個々人の意識改革だけでは解決できない程、長時間・過密労働、仕事第一の働き方が増加しているのが現状だと思ふ。20行目を「個々人の意識改革も必要ですが、長時間・過密労働、仕事優先の働き方を改める等、社会システムの変革が重要です。」に改める。	法改正をはじめ、仕事と家庭の両立のための制度整備が進められるなど社会システムの改革が進められてきております。市としても、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を發揮できるよう、子育て環境の整備等に取り組むとともに、個々人の意識改革が大切であると考えております。	原案どおり
35	31	第2部 第1章	基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	北欧やヨーロッパでは女性が働くのは当然になっている。安定した就労で女性の力が發揮でき、少子化を克服している。基本目標2の本文の下から3行目に、「また、最近では少子化対策として子どもの保育環境の整備が進められるようになってきましたが、職場での男女平等の推進が女性の安定した就業を可能にすることによって、少子化対策になることを北欧やヨーロッパから学ぶことが大事です。」を挿入する。	32ページの「取組方針4 働く場での男女平等の推進」にも記述しているとおり、女性が働き続ける上で、職場における男女平等の推進は重要であると考えております。	原案どおり
36	31	第2部 第1章	基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	働くことは一番基本的なことであり、それは男女共に平等である。女性の安定した就業によって少子化対策につながる。本文の下から3行目に「また、職場の男女平等の推進が女性の継続就業を可能にし、子どもの保育環境の整備も進められることが少子化対策になることが認識されなければなりません」を挿入する。		
37	32	第2部 第1章	取組方針4 働く場での男女平等の推進	保育環境の整備や男性の育児、介護への参加推進は女性の子育て負担を少なくするという少子化対策として推進されていて、職場の男女平等の推進という視点が欠落している。32頁のパラグラフ4の次に以下の文を挿入する。「また、近年少子化対策として子どもの保育環境の整備や男性の育児・介護参加が勧められていますが、逆に職場の男女平等の推進が女性の継続就業を可能にし、少子化対策になることが認識されなければなりません。」		

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
38	32	第2部 第1章	取組方針4 働く場での男女 平等の推進	国の第3次行動計画には、男性の自殺についても触れられている。高槻市においても男性の自殺の問題がないわけではないので、入れるとしたらこの項目だと思う。 「セクシュアル・ハラスメントは女性を働く対等なパートナーとして見ない男性の価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の人間としての尊厳を傷つけ、働く権利を侵害するものです。セクシュアルハラスメントの防止・対策をそれぞれの企業等の責任において実施されることが求められます。」を 「セクシュアル・ハラスメントは女性を働く対等なパートナーとして見ない男性の価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の人間としての尊厳を傷つけ、働く権利を侵害するものです。セクシュアルハラスメントの防止・対策をそれぞれの企業等の責任において実施されることが求められています。また、経済活動における男性の家庭責任の重圧から男性における自殺者の割合が多いといった現実を踏まえ、自殺予防対策や職場におけるパワー・ハラスメントへの取り組みも求められています。」に改める。	自殺対策については、本計画では取り上げていませんが、国の自殺総合対策大綱等の理念に基づき、市を挙げて取り組んでおります。	原案どおり
39	33	第2部 第1章	取組方針4 働く場での男女 平等の推進 具体的施策10 均等な機会 と待遇の確保 No.36	まず、庁内が模範的な職場となるために研修が必要であり、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、パワーハラスメントについても「男性社会」における問題であるため、男女共同参画として取り組んでいく必要性を感じる。 「企業等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発等を強化します」を「庁内や企業等におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを防止するための啓発や研修等を強化します」に改め、所管課を産業振興課、人事課とする。	高槻市が男女共同参画のモデル職場となるよう職員研修に努めることについては、36ページの具体的施策13のNo.46に記載しております。 パワーハラスメントについては、庁内での研修、企業等への啓発を行っておりますが、性別に関わりなくおこりうる問題であることから、本計画には記載しておりません。	原案どおり
40	34	第2部 第1章	取組方針4 働く場での男女 平等の推進 具体的施策12 多様な働き 方への支援 No.41	多様な働き方というと、賃金や雇用期間等で不利益が生ずることが多い。 「具体的施策12 多様な働き方への支援」の施策の方向No.41の最後に「又、待遇や雇用期間等に関しての相談窓口を設けます。」を後に加える。	本市では、専門の相談員が賃金・労働条件等の問題について指導・助言する「労働相談」を週2回(火・木)実施しております。	原案どおり
41	34	第2部 第1章	取組方針4 働く場での男女 平等の推進 具体的施策12 多様な働き 方への支援 No.41	多様な働き方の推進という名目で非正規雇用、派遣労働が増加しており、そのほとんどが女性であることから、次の文言を入れることが必要である。また、高槻市の非正規職員のほとんどが女性で占められていることからすると、モデル職場として正規化する必要がある。 具体的施策12のNo.41に「有期雇用や派遣労働に女性を優先的に雇用することは間接差別になることを周知させます。」を挿入し、最後に「高槻市が男女共同参画のモデル職場となるよう、非常勤職員を正規化する。」を挿入する。【2件】	雇用形態は多様化してきており、有期雇用や派遣労働のほとんどが女性であるとは、一概には言えないと考えます。 非常勤職員及び正規職員の採用については、性別を問わない公正な競争試験により行っております。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
42	36	第2部 第1章	取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備 具体的施策13 男女で担う家庭責任 No.48	No.48「性別による固定的な役割分担意識を解消する啓発を一層推進し、特に、男性の子育て・介護等への参画を促す実践的な取組を展開します」とあり、所管は「男女共同参画課、子ども保健課、地域教育青少年課、公民館、子育て総合支援センター」となっている。 子どもの保育所入所の手続きに行った際、入所選考に関わる就労等条件が点数化されるのは、「母親のみ」であると複数の職員に言われた(父子家庭を除く)。このような保育所入所の選考方法や職員の考え方は、上記の「No.48」に反すると思う。 他自治体の例を見ると、両親の点数を合計する(ひとり親の場合は、不在の親の分の点数を高くする)か、もしくは点数の低い方のみで選考する方法をとるところが多いようだ。高槻市は最初から「母親」の点数と決められており、問題がある。 高槻市においても、保育所入所の選考方法および職員の対応についてもっと男女共同参画の視点を取り入れてもらいたいし、所管に「保育幼稚園事業課」を入れるべきだと思う。	保育所の入所につきましては、父母(ひとり親家庭除く)双方に現在就労等の理由でご家庭でお子様を保育することができない事由のある方が対象となっております。その上で、保育所入所選考につきましては、主に保育する者の保育に欠ける程度を点数化しております。基本的に母親で点数化しているのは、社会的な動向、育児休業取得者の状況等を総合的に勘案したところ、主に保育を行っている者は母親が多数にのぼっている状況によるものです。ただ、この方法は、前述の状況に基づき行っており、引き続きその状況を注視してまいります。	原案どおり
43	36	第2部 第1章	取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備 具体的施策13 男女で担う家庭責任 No.49	学校や施設で男女が催しに参加しやすいとirikみも大切なことだが、一方職場の出て行ける保障がなければ参加できない。厳しい職場では、ほとんど参加できず、かかわれないこともある。親が子育てに、又、教育に積極的にかかわれる環境づくりが大変重要である。 具体的施策13 No.49の文の最後「積極的な参画を促す工夫をします。」の次に続けて、「また、その実現のために男女共に参加するための休暇等の保障ができるような職場の環境づくりをする」を加える。	No47にも記載しているとおり、長時間労働の減少が仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現するうえでとても重要であり、企業にそのことを周知・啓発する必要があると考えます。	原案どおり
44	37	第2部 第1章	取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備 具体的施策14 多様なニーズに対応する子育て環境の整備	「具体的施策14 多様なニーズに対応する子育て環境の整備」とあるが、榎田には保育施設が存在しない。唯一ある榎田幼稚園も、預かり保育がなく、共働き等に対応していない。したがって、共働き等世帯の子どもは、小学校入学まで「地域で子育て」することができない。榎田地域は他地域に比しても住民同士の絆が強い地域だが、その輪に子どもが入れていない。 榎田にも、保育所や子ども園など、長時間・低年齢に対応した保育施設を設置してもらいたい。	今後も次世代育成支援対策推進法に基づいた保育ニーズ量調査を実施するとともに、様々なニーズに対応した施策を検討してまいります。	原案どおり
45	37	第2部 第1章	取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備 具体的施策14 多様なニーズに対応する子育て環境の整備 No.52	認可園で土曜日の一時保育をやってほしい。今は皆無である。	一時預かり事業については、児童福祉法第6条の2第7項、同法第34条の11及び第34条の12に基づき、平成25年1月現在、市内の民間保育所27ヶ所において実施しております。事業については、各施設、児童福祉法施行規則第36条の35に規定する実施基準に基づいて実施しておりますが、実施日及び実施時間の詳細については、各施設にお問い合わせくださいますようお願いいたします。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
46	37	第2部 第1章	取組方針5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備 具体的施策14 多様なニーズに対応する子育て環境の整備 No.54	現在、榎田小の子どもたちは放課後何の保障もない中で過ごしている。中には、両親の帰宅が仕事で遅い子もいる。榎田小にだけ学童保育がないというのは明らかに不平等である。地域のお母さんの中には、子どもが小学校にあがるときに退職すべきかどうか悩む人や、転居を検討している人もいる。居住地域によって女性の社会進出が阻まれている現在の状況は、男女共同参画の観点から改善すべきである。 施策の方向のNo.54は「学童保育について、待機児童数の状況に応じ、2室運営等の保育環境改善に取り組みます。」とあるが、高槻市立榎田小学校にはそもそも学童保育が存在しない。このような環境に置かれているのは、高槻市内で榎田小学校だけである。榎田地区においても、核家族・共働き家庭の率は増加傾向にある。 市街部の学童保育を増室するのも大事だが、まずは学童保育の存在しない榎田小学校に学童保育を設置してほしい。もしくは、放課後指導員を市の責任で雇用してほしい。	榎田小学校においては学童保育事業の対象児童が少なく、学童保育室を開設することが困難な状況です。学童保育事業においては依然として待機児童の解消が喫緊の課題となっていることから、当面、待機児童の解消に注力してまいります。	原案どおり
47	40	第2部 第1章	取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進 具体的施策18 高齢者、障がいのある人、外国人市民、子ども等誰もが安心して暮らせる環境の整備 No.63	介護保険制度が導入され見直しされるごとに使いにくいものになっている。国へ要望すべきであり、具体的施策18のNo.63の最後に「介護保険制度が使いやすいものにするため、国に要望を上げます。」を挿入する。	介護保険制度に関するご意見として参考にさせていただきます。	原案どおり
48	40	第2部 第1章	取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進 具体的施策18 高齢者、障がいのある人、外国人市民、子ども等誰もが安心して暮らせる環境の整備 No.63	高齢者虐待の被害者は介護を受けている女性が多く、虐待をしているのは介護をしている息子、夫が多いという現状がある。女性にとって介護は、するときもされるときもジェンダーの問題を抜きにできないということがいえる。よって、高齢者の虐待等の発見と支援をその業務に含む地域包括支援センターを始めとして、社会福祉協議会や福祉事務所等、介護保険課単独ではない複合的な支援を進めることが必要だと考えている。 「介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図り、家族介護の負担の軽減につなげます。」の次に、「また、高齢者虐待においても女性が息子や夫から虐待を受ける事例が多いことから、地域包括支援センター等を含む複合的な支援を進めます。」を加える。	高齢者虐待問題については、被虐待者の性別に関わらず増加かつ複雑化しており、No.64に記載しております「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関や専門職と連携しながら支援に取り組んでおります。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
49	40	第2部 第1章	取組方針6 地域社会における男女共同参画の推進 具体的施策18 高齢者、障がいのある人、外国人市民、子ども等誰もが安心して暮らせる環境の整備 No.65	「試案」では、担当課が「人権課」と「男女共同参画課」になっていたが、今回後者がなくなっている。本文にも書かれていたが、外国人の女性たちは、外国人であること、女性であること等複合的に困難な状況におかれている状況である。よって、人権課のみでなく、男女共同参画課においても所管することは、複合的なネットにより細やかな支援体制ができるものとする。 文章の最後に、「また、DV被害に悩む外国人女性のための相談機関の拡充と周知に努めます」。を加える。また、所管を「人権課、男女共同参画課」とする。	48ページの具体的施策24のNo.92において、外国人市民へ適切な対応が行えるよう、相談体制の充実に努めること(担当:男女共同参画課)を記載しております。	原案どおり
50	41、 42、 45、 47	第2部 第1章	基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現	性的な暴力を受けているのは、女性だけではない。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の用語をすべて「性的な力関係におけるあらゆる暴力」とする。	暴力はその対象の性別や間柄に関わらず決して許されるものではありません。ただ、DV等の被害者は女性が多いことから、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」としております。 女性被害者に限定して施策を実施するものではございません。	原案どおり
51	42	第2部 第1章	取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進	乳がん・子宮がん検診は2年に1回では早期発見、早期治療にはつながらない。 取組方針7の本文の中で、「乳がん・子宮がん検診の5歳刻みの対象者への無料クーポン券の送付…などにより、受診率が向上しています。」の後に、「乳がん・子宮がん検診の1年に1回の検診を実施します。」を挿入する。【2件】	現在のところ、乳がん・子宮がん検診については、死亡率減少効果の観点から、国のがん検診指針では、同一人に対し2年に1回の検診回数と示されていることを踏まえ、市が実施する乳がん・子宮がん検診としては、2年に1回の実施としております。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
52	43、46、47、48	第2部第1章	取組方針7 男女の性と人権尊重の理解と促進 具体的施策19 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透 No.68、69 取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶 本文及び 具体的施策23 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進 No.85、87	日常的に日本では、圧倒的に「言葉による暴力」が見過ごされている。職場においても家庭においても、また公権力の場においても、力をもった立場にある者が、権威主義的な言動を繰り返し、またそのことばによる横暴を、大多数の人が見過ごしてしまう鈍感さが蔓延している。 性的マイノリティ、障がい者、外国人など、ことばや行動に制約のある人々への配慮を強く促す文言が、残念ながら見当たらない。 具体的なことばと行動(言動)が人々に不快感を与え、深い精神的な傷を残すことを十分に認識して、その気づきを促していくことの必要性を心していくことが大切である。 基本理念のところを再度見直し、せつかくある高槻市男女共同参画推進条例 第2条(定義)をもとに、条例の趣旨を生かし、全体に反映させていただきたい。 ●43ページの具体的施策19の表のNo.68、69のところ、もう少し具体的にできること(日本語以外の母子手帳、また医学用語集の作成、ボランティアの案内窓口など)を、具体的に入れること ●46ページの4段落目、16行目に、具体的な文言の事例の後、「精神的な暴力が比較的多くなっています。」とあるが、「日常的な言葉や態度による精神的な暴力が比較的多くなっています。」と言葉を補ってはどうか。 ●47ページの具体的施策23の表のNo.85の2行目、「配偶者からの言動によるあらゆる暴力の根絶」、同じく表のNo.87の2行目、「男性に暴力を許容する意識や言動を改めさせる」など、文言に修正を加える。	43ページのNo.68、69 施策の方向を記載しているものであり、具体的事業まで記載しているものではございません。 46ページ16行目 「精神的な暴力が」の前に「大声でどなられたり、脅されたりした」などの事例を挙げていることから、あえて「日常的な言葉や態度による」を挿入しなくてもよいと考えます。 47ページのNo.85、No.87 配偶者に限ったものではございません。また、読みやすくという観点からも、あえて「言動による」を挿入しなくてもよいと考えます。	原案どおり
53	46	第2部第1章	取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	4行目から7行目 DV被害者を女性だけに限定することで、支援されない人たちが存在している。人権救済はすべての人に保障されるべきだと思う。 「DV被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的な格差などの問題があるとされています。」の次に、「男性被害者や同性愛者カップルにおいてもDV被害者が存在することも踏まえて、」を加える。	DV被害者は女性だけでないことは認識し、相談対応もしておりますが、ご意見を受け、次のとおり修正いたします。 「DV被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的な格差などの問題があるとされています。男性被害者や同性愛者カップルにおいてもDV被害者が存在することも踏まえて、一人ひとりの…」	修正
54	47	第2部第1章	取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶 具体的施策23 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進 No.87	「男性に暴力を許容する意識を改めさせる」といった表現は、ステレオタイプを助長する差別的表現であり、計画に書き込むにはふさわしくない表現だと思う。 「幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、男性に暴力を許容する意識を改めさせるなど、非暴力の教育に取り組みます。」を 「幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないよう、非暴力の教育に取り組みます。」に改める。	固定化した概念やイメージを助長することのないよう、ご意見を受け、次のとおり修正いたします。 「幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないよう、非暴力の教育に取り組みます。」	修正

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
55	47	第2部 第1章	取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶 具体的施策24 相談体制の充実及び被害者の保護 No.90	他市では、もうすでに男性相談の取り組みが始まっている。件数は少ないかもしれないが、必要な施策だと思う。施策の方向の最後に次の一文を加える。「また、DV被害者に男性も少なからず存在するといった観点から男性相談にも取り組みます。」	DV相談は、男女問わず対応しております。	原案どおり
56	48	第2部 第1章	取組方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶 具体的施策24 相談体制の充実及び被害者の保護 No.93	高槻市にも保護できる施設が必要である。また、府下の民間施設の運営がきびしい現状があるので、府、国の財政支援を要求していく必要がある。No.93に、「高槻市にも保護できる施設が必要です。また、府下の民間施設の運営がきびしい現状があるので、府、国の財政支援を要求していく必要があります。」を加える。	府が広域的に施設を確保し、現在、緊急一時保護については、府の施設等につないでおります。今後も府や警察との連携に努めてまいります。	原案どおり
57	51	第2部 第2章	施策の指標	何事も、目標値がある方が、推進できる。 市立小中学校の校長・教頭の女性の割合…ただ増加させるではなく、国の目標値である30パーセントにする。	小学校・中学校の教職員の任命権については、大阪府教育委員会に属しております。また、任命権者である大阪府が策定した「おおさか男女共同参画プラン」において、目標値は設定されておらず、第2部第2章の施策の指標の目標値・取組の方向として、「増加させる」と記述しております。	原案どおり
58	51	第2部 第2章	施策の指標	具体的目標値を設定しないと、進捗状況の評価ができない。 小学校の場合、2012年度の校長・教頭のうち女性の割合は32.9%になっており(P61図表3)、その傾向が続いていること、また、女性教員が64.8%を占めていることから、目標値として65%を設定する。 中学校の場合、2012年度の校長・教頭のうち女性の割合は16.7%と低いが(P61図表3)、女性教員は47.4%を占めているため、目標値を47%と設定する。【2件】	引き続き、女性教員に対して登用試験の受験を積極的に働きかけるとともに、女性管理職にとって働きやすい環境を整えてまいります。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
59	51	第2部 第2章	施策の指標	<p>国の「男女共同参画基本計画」の成果指標では、管理職は課長級以上としている。自治体の意思決定ということを考えるなら、課長級とすべきであり、また、市職員に占める女性の割合を目標値として設定すべきである。</p> <p>素案では、保育所長や幼稚園長も含めて管理職に入っていて(P60図表2)、「意思決定」への参画を図る指標としては、正確でない。</p> <p>豊中市では、事務職と全職(事務職のほか、技術職や保育士など全ての職種にわけ、それぞれ、「管理職」と「管理監督職(ライン職)」の2つの指標を設けている。「管理職」は、部長、理事、次長、参事、課長、主幹であり、「管理監督職」は、部長、次長、参事、課長、課長補佐、係長である。仮に保育所長や幼稚園長を管理職として含めるとするなら、こういう2つの指標をつかったほうが、女性管理職の実態・課題がより正確に把握できる。</p> <p>「高槻市職員の管理職の女性の割合」の現状を課長級以上にし、目標値を32%にする。</p>	<p>本市の場合、係長級以上を管理職としており、自治体の意思決定に係わる職員のみならず、管理監督職としての役割や行政施策を推進する現場のリーダーとしての役割も重要であると考えているため、係長級以上を管理職の数値として設定しております。</p>	原案どおり
60	51	第2部 第2章	施策の指標	<p>内閣府男女共同参画局の公表資料によると、管理職は課長級以上となっている。高槻市も課長級以上の報告をしている。取組方針1は「社会的な意思決定への女性の参画拡大」とし、具体的施策にも「女性の登用」をうたっている。政策決定の場への女性の参画は課長級以上を目標とすべきである。数値はP60の資料からの表を元に再計算し、課長級以上への女性の参画を促すべきである。</p> <p>「高槻市職員の管理職の女性の割合」の「現状」欄の係長級以上を削除し、20.3%を9.9%に訂正。「目標値」を女性の職員の割合の33%にする。</p>		
61	55	第3部 第1章	計画の推進体制 1 庁内の推進体制	<p>「努める」だけでは、単なる努力目標になり、責任をもって積極的に取り組むという姿勢が伝わってこない。</p> <p>結びの「一層の連携強化に努めます」を「一層の連携強化に努め、施策の推進を図ります」にする。【2件】</p>	<p>男女共同参画推進本部を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化に努め、施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。</p>	原案どおり
62	55	第3部 第1章	計画の推進体制 1 庁内の推進体制	<p>高槻市の第3次行動計画が「絵に描いた餅」で終わってしまっている項目は、取り組みを総括する担当部局が機能していなかったからではないかと懸念する。「男女共同参画」という取り組みは、日々研修を積み重ね、時代の変化を読み解く必要があるため、実施体制並びに研修体制も明確に表記していただきたい。</p> <p>庁内の推進本部と審議会と、実働する担当部局との関係が不明確である。男女共同参画課を中心とした体制づくりを明確に書き加えるか、各担当部局に男女共同参画推進担当者を配置すべき。また、庁内における周知や研修への取り組みも追記すること。</p>	<p>男女共同参画推進本部は、市長を本部長とし、庁議構成員である部長級職員で構成しております。また、同推進本部には、関係課長で構成する幹事会を設けて、関係各課が連携しながら施策を推進しております。男女共同参画課は同組織の事務局となっております。</p> <p>職員研修につきましては、36ページの具体的施策13のNo.46に記載しております。</p>	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
63	55	第3部 第1章	計画の推進体制 2 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携	男女共同参画を市民協働で推進する意思を具体化する体制が不十分では、実行されないのではないかと懸念する。市民を巻き込んだ男女共同参画センターの運営体制や、事業推進等も必要ではないか。 連携や協働における具体性が不明確である。評価や進行管理をする審議会以外に、実働の部分で連携や協働推進のための組織体制について追記されたい。	男女共同参画センターの運営につきましては、市が直営で行っております。事業の実施にあたっては、様々な意見をいただきながら、連携や協働に取り組んでいきたいと考えております。	原案どおり
64	55	第3部 第1章	計画の推進体制 2 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携	子どものころは、社会がこんなに男女差別に満ちていることについて理解できない。デートDVにしても、女性にはパートや派遣しか働き場所がない、母子家庭がどんなに生きていくのが大変かなど、困っている当事者、怒っている当事者を学校などに派遣して、特別授業を行い、認識を深めるのはどうか。平和教育として、被爆者の語り部などの授業をやっているが、女性差別の撤廃についても、ごく普通の女性や親たちに語ってもらい、家に帰って、子どもがまた親と語り合う…こういった循環が、いい効果を生み出す。 若い世代への影響力を高めるために、行政が率先して、女性団体と小・中・高・大の学生たちとの交流を図る。	各校において総合的な学習の時間や特別活動の時間等で職業についての話を聞かせてもらう等、各校の子どもたちの実態に応じて取組を行っており、今後も各校ごとに子どもたちの実態に応じて様々な取組を行っていくことが大切であると考えております。 ご意見は今後の施策展開の参考とさせていただきます。	原案どおり
65	55	第3部 第1章	計画の推進体制	推進体制がわずか2項目だけ(推進本部設置と各課の連携、市民・事業者・関係団体・NPO・大学等の連携)では、このプランは推進できない。計画の推進体制の3として、「高槻市を男女共同参画のモデル職場に」を追記する。 まずは、市役所が事業者としての範を示すべきである。そのことこそが、市全体の施策に大きな影響を及ぼす。節電や省エネ施策等も、市役所が率先垂範をしている。 素案P36の具体的施策13 No.46の中にモデル職場となるようにとあるが、推進体制の中に盛り込み、市としての市政を明確に打ち出してこそ、説得力がある。【2件】	市が男女共同参画のモデル職場となるよう取り組むことは、36ページの具体的施策13のNo.46に記載しております。	原案どおり
66	55	第3部 第1章	計画の推進体制	男女共同参画は、高槻市だけ推進できるものではなく、これまでの経過からも、他の行政団体、国際機関等との連携は必須である。 計画の推進には、4として、国や府、近隣自治体、国際機関等との連携を追記する必要がある。【2件】	男女共同参画社会の形成に向けて、今後とも国や府、近隣自治体、関係機関等と連携し、施策を実施してまいります。	原案どおり
67	55	第3部 第1章	計画の推進体制	男女共同参画を推進するために、男女共同参画課は、市の独自課題を調査・研究しなければならない。これまでも市民意識調査などを行っており、今後はより充実させるために、追記すべきである。 計画の推進には5として、男女共同参画に関する調査、研究を追記する。【2件】	男女共同参画に関する調査、研究については、28ページの具体的施策7のNo.20に記載しております。	原案どおり

No.	ページ	部・章	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
68	55	第3部 第1章	計画の推進体制	男女共同参画施策に関する苦情や意見への対応が制度化されているのは、高槻市の大きな特徴である。条例に書かれているから明記しないというのではなく、条例を絵に書いた餅にしないためにも、特徴的な施策を使って、男女共同参画を進める姿勢を盛り込むべきである。 計画推進のためには、6として、苦情や意見への対応を追記する。【2件】	ご意見を受け、第3部 第1章「計画の推進体制」の項目として、「3 苦情や意見への対応」を設け、「本市では、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受け、第三者の苦情処理委員に意見を聴いて苦情等の処理を行う「男女共同参画施策等苦情処理制度」を設けております。今後も同制度の周知及び適切な運用に努め、運用状況の公表を行います。」と記載いたします。	修正
69	59	資料 編	図表1 審議会等における女性委員の登用状況	社会的な意思決定の場への女性の参画拡大の指標としては、自治法202条の附属機関、自治法180条の5の教育委員会等委員会、議会の女性議員の割合を把握することが適切なため、大阪府でも、この3つの指標をとっている。 本市においては、「法令又は条例に基づく審議会等」「規則又は要綱に基づく委員会等」の2つの指標があるが、今後は「地方自治法第202条に基づく審議会等」「地方自治法第180の5に基づく委員会等」及び「議会議員」の3つに変更する。	「地方自治法第180条の5に基づく委員会等」及び「議会議員」の指標については、計画の進行管理の中で把握してまいります。	原案どおり
70	全般	全般		全体として「努めます」の表現が多く、努力義務はしないのと同じになるのではないかと危惧されます。	「努めます」と表現しておりますが、「努力義務はしないのと同じ」という考えはもっておりません。	原案どおり